

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、精神又は身体に重度の障がい(知的障がいにあつては療育手帳A判定かつIQ20以下の最重度の障がい)を有する20歳未満の児童に障がい児福祉手当を、精神又は身体に著しく重度の障がい(有し、特別な介護が必要な20歳以上の者に特別障がい者手当を、昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち特別障がい者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に経過的福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする(ただし、一定以上の所得がある場合及び支給対象者が長期入院中及び施設入所の場合等の支給制限がある)。</p> <p>当事務において次に掲げる業務を行っている。</p> <p>①特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当に関する申請書(新規・変更・喪失)を受理する。 ②各種手当の受給資格(年齢、生活状況、障がいの程度)について判定を行う。 ③受給資格者及び生計を一にする世帯の所得状況を調査し受給資格の判定を行う。 ④受給資格認定、受給額改定、受給資格喪失等の各種通知を発行し通知する。 ⑤受給資格者情報台帳を作成し管理を行う。 ⑥年に1度所得状況及び世帯状況、入院・施設への入所状況を把握し受給資格の再判定を行い必要に応じて結果を通知する。 ⑦愛知県知事へ毎月の各種手当受給者数の変動状況を報告する。 ⑧国・県に対する手当の負担額を請求する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>③受給資格者及び生計を一にする世帯の所得状況を調査し受給資格の判定を行う。 ⑥年に1度所得状況及び世帯状況、入院・施設への入所状況を把握し受給資格の再判定を行い必要に応じて結果を通知する。</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム(特別障がい者手当等) 2 宛名管理システム 3 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 4 データ連携基盤(庁内連携システム) 5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 6 中間サーバー 7 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者手当関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の47の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報の照会に関する根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の67、68、69、85の項</p> <p>【情報の提供に関する根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の19、26、56の2、87の項</p> <p>【74_特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報】 【51_特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報】</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課 電話番号:0564-23-6163 ファックス番号:0564-25-7650

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年2月15日	I 4②法令上の根拠	(情報の提供に関する根拠) 番号利用法第19条第7号及び別表第2第19、26、56の2、87の項及び法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条	(情報の提供に関する根拠) 番号利用法第19条第7号及び別表第2第19、26、56の2、87の項及び法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条の2、19、30、44条	事後	該当条文の追加
平成29年2月15日	II 1、2計数時点	平成27年8月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	該当数の更新
平成29年11月1日	全般	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
平成29年11月1日	全般	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
平成29年11月1日	I 4②法令上の根拠	(情報の提供に関する根拠) 番号利用法第19条第7号及び別表第2第19、26、56の2、87の項及び法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条の2、19、30、44条	【情報の提供に関する根拠】 番号利用法第19条第7号及び別表第2の19、26、56の2、87の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条の2、19、30、44条 【74_特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報】 【情報の照会に関する根拠】 番号利用法第19条第7号及び別表第2の67、68、69、85の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、38条の2、43条の4	事後	該当条文の追加
平成29年11月1日	II 1、2計数時点	平成28年12月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	該当数の更新
平成31年4月1日	II 1、2計数時点	平成29年11月1日時点	平成31年1月30日時点	事後	該当数の更新
平成31年4月1日	I 5②所属長	障がい福祉課長 内田 次夫	障がい福祉課長	事後	
平成31年4月1日	IV 1	—	基礎項目評価	事後	
平成31年4月1日	IV 2	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 3	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 4	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 5	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 6	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 7	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 8	—	自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IV 9	—	十分である	事後	
令和2年10月1日	II 1、2計数時点	平成31年1月30日時点	令和2年3月31日時点	事後	該当数の更新
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	【情報の照会に関する根拠】 ・番号利用法第19条第7号 【情報の提供に関する根拠】 ・番号利用法第19条第7号	【情報の照会に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号 【情報の提供に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	1 番号利用法第9条第1項 別表第1の47の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条	番号利用法第9条第1項 別表第1の47の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	【情報の照会に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の67、68、69、85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第38条、38条の2、43条の3の2 【情報の提供に関する根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2の19、26、56の2、87の項 ・別表第2主務省令第13条の2、19、30、44条 【74_特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報】	【情報の照会に関する根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の67、68、69、85の項 【情報の提供に関する根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の19、26、56の2、87の項 【74_特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報】	事後	
令和4年4月1日	II 1、2計数時点	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和5年4月1日	II 1、2計数時点	令和3年3月31日時点	令和5年1月20日時点	事後	
令和5年4月1日	I 4②法令上の根拠	【情報の照会に関する根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の67、68、69、85の項 【情報の提供に関する根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の19、26、56の2、87の項 【74_特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報】	【情報の照会に関する根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の67、68、69、85の項 【情報の提供に関する根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の19、26、56の2、87の項 【74_特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報】 【51_特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報】	事後	